

コロナウイルス対策の法的視座

コロナウイルス対策で行われている措置の法的裏付けについて考えてみた。

1. 確定申告期限の延長。国税庁 HP で 2 月 27 日遅くに発表された。

4 月 16 日（木）まで延長することといたしました

この法的根拠だが国税通則法第 11 条、

（災害等による期限の延長）

第十一条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

国税通則法施行令

（災害等による期限の延長）

第三条 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

2 国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前二項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、法第十一条に規定する理由がやんだ後相当の期間内に、その理由を記載した書面でしなければならない。

いままでの延長は、いずれも第 11 条第 1 項により地域限定で全税目の手続であった。今回は全国的、消費税と所得税限定であるから第 2 項適用であるのか？

いずれにしてもまだ正式な国税庁告示がされていない（3月4日現在）ので詳細は不明である。

確定申告による所得税の納付期限は、所得税法第128条により「第三期において、当該金額に相当する所得税を国に納付しなければならない。」とあるので確定申告期限だけではなくこの期限も延長とすべきであろう。

納付期限は、延滞税の起算時点である法定納期限であるので、延長によりこれも伸びる。

あと申告側には関係はないが税込の年度帰属の問題がある。

国税収納金整理資金に関する法律施行令

第三条 資金への受入金の会計年度所属は、次の区分によるものとする。

一 国税（第四号に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の受入金は、イ又はロに掲げる国税の区分に応じそれぞれイ又はロに定める年度（法第十四条第一項に規定する期間の末日が翌年度の六月一日又は同月二日であるときは、当該末日に納付された国税の受入金のうち、その国税の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第八号に規定する法定納期限が当該末日であるもの（同法第十条第二項の規定の適用を受けて当該法定納期限が当該末日とされるもののうち、同項の規定の適用を受けないものとした場合における当該法定納期限が翌年度の五月三十日又は同月三十一日であるものを除く。）は、その収納した日の属する年度）

イ 地価税以外の国税 当該国税の納税義務が成立した日（一定の期間内に納税義務が成立した国税を一括して申告し、又は納付すべきものとされている場合にあつては、その期間の末日）の属する年度

この「一定の期間内に納税義務が成立した国税を一括して申告し、又は納付すべきものとされている場合」に該当するとすれば、期限が4月以降になると2020年度扱いになるはずである。さてどう見るか？

2. マスク関係

厚生労働省は、次の発表を行った。3月3日

国民生活安定緊急措置法第22条第1項に基づき、厚生労働大臣から一般家庭用マスクの製造販売事業者及び輸入事業者に売渡しを指示しました。

国民生活安定緊急措置法

第二十二條 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡先並びに売渡価格を定めて、

当該生活関連物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

- 4 主務大臣は、前三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

この規定は、地域限定であるが、物資の政令指定は不要で指示すればいい。ただし罰則はなく、指示に従わない旨の公表のみである。

まあこの状況で従わないというのはできないだろうが、「売渡しをすべき期限及び数量、売渡先並びに売渡価格」はどう決めるか。業者の販売価格そのままとするのか？「通常の販売価格」と指示するのかもしれない。

さらに発表は、

配布方法は、日本郵便の配達網により配達する予定

1 世帯あたり 40 枚との報道もある。

タウンプラス

ご指定いただいた地域の配達可能なすべての箇所に荷物をお届けするタウンプラス。

このサービスで配布か？そうでないと宛名リストを打ち出し梱包する作業中に感染が拡大しかねない。

3月6日のニュースでは、郵便局へ7枚入りの小売り用袋で持ち込まれている。このままタウンプラス扱で配布か？郵便受けに謎のマスク入り袋が入っていたことになる。あるいは説明文を別途配布か？

転売規制はとりあえず3月6日の閣議では発動政令の制定がなかった。報道では10日の閣議とかさてその中身は？

国民生活安定緊急措置法

(割当て又は配給等)

第二十六条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

- 2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

第三十七条 第二十六条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

たしかにこの規定は相当広範囲な権限を付与している。しかし法律の組み立てとして第3条の標準価格や第8条の特定標準価格でも対処できないときに行使するものであるし、要件の「物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合」に現在該当するのか？狂乱物価や石油ショックとは異なり、政府が躍起になって物価引き上げを図っても物価が上がらない現状でさて該当するか？

また今のようにネットで数多くの転売が横行する時代に執行可能か？それとも一罰百戒で見せしめ摘発だけするのか？通常の小売販売と転売の区別は？チケットのように価格が決まっているわけではない、下手に規定するとここまで高く売ってもいいとなりかねない。

来週の成案をみてコメント追加します。

以上 2020 年 3 月 6 日

転売規制の政令は、3月10日の閣議で決定され、翌日に官報号外特24号で公布された。内容は、国民生活安定緊急措置法第26条第1項に基づく生活関連物資等に「衛生マスク」を指定し、「衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない。」と規定し転売を禁止した。

なるほど「衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者」が対象で、「当該衛生マスクの購入価格を超える価格」が対象です。実際の立件では購入価格の立証がどの程度必要かは実際の事案によるということになる。

通常の流通による仕入れは対象外（そうしないと商業はなりたたない）であるからそれをいくら高価販売しても対象外だが、いまのところそこまで規制する必要はないということか。貿易会社の経営者が在庫をネットオークションで高値販売して暴利をむさぼっても、この政令施行後においても違反にはならない。

ネットサイトではマスク自体のあつかいをほぼ停止しているので効果はありそうであるが、「物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合」の物価に特定の物品に限っても事態がふくまれるか疑問ではある。

以上 2020 年 3 月 13 日